



あいさつ運動

校長 田中 耕二

新緑がまぶしい季節となりました。子どもたちは新しい学年、新しいクラスにも慣れ、元気に過ごしています。

さて、邑久小学校のすばらしい取組の1つに子どもたちによる「あいさつ運動」があります。毎朝、児童会を中心とする5、6年生が校門に立って大きな声で「おはようございます。」と登校してきた通学班に声をかけます。また、校舎内では、あいさつ推進のたすきを掛けた児童や、のぼり旗を持った児童が教室をまわり、あいさつの花をさかせています。それにつられるように、低学年も「あいさつ頑張り隊」を結成し、グループであちこちの教室に顔を出して笑顔であいさつしてくれます。私自身、これまでたくさんの小学校をみてきましたが、こんなに活発なあいさつ運動をする学校はありません。これは県下に誇れる自慢の取組だと思っています。

このあいさつの輪が地域にも広がっていくことを期待しているところです。



5月の主な予定

- | | |
|---|---|
| 3日(月) 憲法記念日 | 19日(水) 全校5校時の日 一斉下校15:00
児童朝会(スローガン発表) 放課後学習 4年
歯科検診 3年 内科検診 5年 |
| 4日(火) みどりの日 | 20日(木) 歯科検診4CD・6年・ひ・た |
| 5日(水) こどもの日 | 21日(金) 全校5校時の日 特別線15:20
町探検 2年①② PTA総会(中止)
PTA学級役員会16:00~17:00(ゆめ広場) |
| 7日(金) 交通教室1・2年 学校探検1・2年②③
代表委員会「スローガンについて」 | 24日(月) PTA会費集金日
心電図心音図検査・予備日 |
| 10日(月) 県下一斉あいさつ運動 交通指導
健康安全の週 全校朝会
地域ボランティア紹介の会(雨天時;放送) | 25日(火) 清潔検査の日 交通指導
クラブ活動4~6年 1~3年下校15:00
社会見学3年(サイピア等) 弁当持参
内科検診1年・ひ・た |
| 11日(火) 清潔検査の日
委員会5・6年 1~4年下校15:00
内科検診3年 | 26日(水) 5・6年6校時の日 内科検診4年 |
| 12日(水) 3~6年6校時の日 内科検診6年 | 27日(木) 全国・岡山県学力・学習状況調査3~6年
知能検査2年 放課後学習4年 |
| 13日(木) 歯科検診6年・4AB | 28日(金) 5月分散参観日①~④ |
| 14日(金) 社会見学5年(JFEスチール等) 弁当持参
町探検2年①② | 31日(月) 全校朝会 なかよし週間(いじめ予防週間)
プール掃除5・6年
社会見学1年(池田動物園等) 弁当持参 |
| 17日(月) 社会見学2年(県自然保護センター) 弁当持参
心電図心音図検査1・4年 | |
| 18日(火) 4~6年6校時の日
班長・副班長会(読書タイム・掃除なし)
内科検査2年 | |

令和3年度PTA総会について

5月21日（金）に保護者の皆様にお集まりいただき、PTA総会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、昨年度同様、文書での開催とさせていただきます。今後の日程は次のとおりです。

- 5月20日（木） 総会要項を児童便で保護者配布
- 5月21日（金） 総会要項の協議内容の意見聴取 【～27日（木）まで】
- 5月28日（金） 聴取した意見について執行部役員が協議、予算・活動計画を修正
- 6月 3日（木） 必要に応じて、要項の修正版を児童便で保護者配布

なお、5月21日（金）16：00から、呂久小学校ゆめ広場にて、PTA学級役員会を開催します。学級役員に選出された方にお集まりいただき、学年代表2名を決めていただきます。

教職員の服務規程(校内ルール)について

報道でも取り上げられているように、子どもへのわいせつ事案など、全国で教職員による不祥事が相次いでいます。県内でも昨年度、特別支援学校の事務職員が給食費を着服するというあってはならない事案が発生しました。呂久小学校では、勤務時間の内外を問わず、「本校から1人の不祥事も出さない」という誓いのもと、次のような服務規程（校内ルール）を定めています。定期的に研修を行うなど、不祥事の根絶に努めていきます。

なお、服務規程の詳しい内容は本校ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

呂久小学校の服務規程(校内ルール)の主な内容

(携帯電話・撮影機器の使用)

携帯電話は原則職員室に置き、緊急の場合を除いて使用しません。また、写真や動画等を撮影する場合は、学校備品の機器を使用します。

(セクハラ・パワハラの禁止)

セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止及び排除に努めます。

(守秘義務)

職務上知り得た秘密は外に漏らしません。また、他人に聞こえる様な場所では話題にしません。

(体罰の禁止)

いかなる場合でも体罰は行いません。また、児童の人格を否定するような叱責も行いません。

(いじめの認知・対応)

いじめを早期発見するために、児童の様子・言動をじっくり観察します。いじめを発見した場合は、事実確認を行い、被害・加害両児童に指導・支援を行います。

(児童との直接連絡の禁止)

児童のスマートフォン等に直接電話することや、メール・SNS等を使用して連絡を取ることとはしません。また、保護者と教員個人の携帯やメールで直接のやりとりも行いません。

(徴収金の会計処理)

学校徴収金については、適正かつ厳正に処理を行います。

(自家用車での児童の輸送)

教員の自家用車を児童の搬送には使用しません。緊急搬送の場合は救急車を呼ぶかタクシーを使用します。

(個人情報の取扱情報セキュリティ)

個人情報等の外部持ち出しは原則禁止とし、業務上やむを得ない場合は管理職の許可を受けるなど適切に対応します。